

土木部建築設計及び工事監理等委託業務成績評定試行要領

(目的)

第1 この要領は、奈良県土木部の所掌する建築工事に係る設計及び工事監理等委託業務（以下「委託業務」という。）の成績評定（以下「評定」という。）の試行に必要な事項を定めて、その適切な実施を図ることを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定の対象は、原則として、1件の予定価格が100万円を超える委託業務のうち、次の各号に掲げるものとする。

- 一 建築設計業務（建築意匠、建築構造、電気設備及び機械設備に係る設計業務並びに積算業務及び意図伝達業務をいう。）
- 二 建築又は建築設備に関する診断業務
- 三 建築工事監理業務（建築意匠、建築構造、電気設備及び機械設備に係る工事監理業務をいう。）

(評定者)

第3 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、「建築設計及び工事監理業務等委託の調査要領」及び「建築設計及び工事監理業務等委託の検査要領」に定める調査職員及び検査職員とする。

(評定の方法)

第4 評定は、委託業務ごとに評定者が採点をすることにより行う。

- 2 評定の結果は、第2一、二の委託業務については、別記様式第1-1に定める建築設計等委託業務成績評定表に、第2三の委託業務については、別記様式第1-2に定める建築工事監理委託業務成績評定表（以下、建築設計等委託業務成績評定表と合わせて「評定表」という。）に記録するものとする。

(評定の時期)

第5 検査職員は、完了確認検査（設計業務の完了による部分引渡し確

認検査を含む）実施後速やかに、調査職員は、委託業務の完了（設計業務の完了による部分完了を含む）後速やかに、それぞれ評定を行うものとする。

（評定表の提出）

第6 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、評定表を委託業務担当課長（対象委託業務が事務所の所掌するもの場合は、当該事務所長。以下同じ。）に提出するものとする。

（評定の結果の通知）

第7 委託業務担当課長は、評定者から評定表の提出があったときは、評定の結果を別記様式第2に定める業務成績評定通知書により、評定の対象委託業務の受注者に遅滞なく通知するものとする。

（評定の修正）

第8 委託業務担当課長は、第7の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、必要な修正を行わなければならない。

2 委託業務担当課長は、前項の修正を行ったときは、その結果を別記様式第3に定める業務成績評定再通知書により、評定の対象委託業務の受注者に遅滞なく通知するものとする。

（説明請求）

第9 第7又は第8による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、書面により、委託業務担当課長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 委託業務担当課長は、前項による説明を求められたときは、別記様式第4により回答するものとする。

附則

この要領は、平成23年1月4日から施行する。